

Web広告掲載代行サービス個別規定

第1条 Web広告掲載代行サービス概要

当社は、Web広告掲載代行サービスとして、見積書において対象とした検索エンジン・サイト・Webメディア（以下、「対象サイト」という。）を対象とし、対象サイトでのWeb広告の登録・変更作業の作業代行を行います。

第2条 見積書

出稿料、視聴料金、クリック単価、表示課金額、アクション課金額等は見積書に掲載された金額を基本とします。ただしリスティング広告代行・SNS広告代行等、当社に運用を委託する広告である場合には、広告効果の拡大のため、クリック単価及び対象サイトごとの予算配分を随時変更できるものとします。

第3条 予算運用

契約期間中に掲載費予算が消化された場合、当社はお客様に予算追加について照会をしますが、その義務を負うものではありません。

第4条 契約期間及び解約

本契約の契約期間はサービス開始日から3ヵ月間とします。サービス開始日は見積書に記載のとおりとしますが、同日までに料金が支払われなかった場合には、支払い後当社が指定する日に開始となります。お客様が契約期間満了日までに料金を支払った場合には、契約期間は1ヵ月間更新され、その後も同様とします。契約期間が満了した時点で掲載費が消化されていない場合には、掲載費が消化されるまで、契約期間が延長されるものとし、その間の解約はできません。契約期間が満了した時点でお客様のために使用しているアカウントに残高がある場合でも、その払い戻しの請求はできません。

第5条 確認事項

当社による本サービスの履行によっても、Web広告が一定回数以上クリックされることや動画やイラスト等のメディアが一定回数以上視聴されることは保証されません。またリスティング広告の場合、広告が一定の位置に表示されること、希望の内容や表示形式で掲載されることが保証されるものではないことを了承したものとします。SNS広告においては当社に提供された権限において可能な範囲で当社が行った投稿や出稿については、当社の悪意又は重大な過失による場合を除き、お客様や当該アカウントにおいて生じた信用・ブランドイメージの変化について、当社は責任を負わないものとします。当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はWeb広告掲載代行サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。

第6条 お客様による作業

本サービスの実施に必要なキーワード・地域設定・時間設定等については、お客様より、当社が指定した様式にてデータでご提出いただきます。変更の場合も同じです。

第7条 対応時間

当社による作業及びお客様からの問い合わせ受付は、当社の営業時間内に行います。

第8条 アカウント

本サービスの遂行に際して、当社からお客様に対しては、対象サイトの情報閲覧専用アカウントのみが提供されます。